様式第2号(第7条関係)

介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 様式第二

- ① 様式第一の質問項目No.1~20 の20 項目のうち10 項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目№6~10 の5項目のうち3項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目№11~12 の2項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目№13~15 の3項目のうち2項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目No.16 に該当
- ⑥ 様式第一の質問項目No.18~20 の3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目№21~25 の5項目のうち2項目以上に該当
 - (注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が 18.5 未満の場合をいう。